

税務署からのお知らせ

復興特別所得税について

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について、源泉所得税が徴収される場合には、復興特別所得税が併せて徴収されます。



問い合わせ先
佐久税務署
0267(67)3460

町県民税の均等割税率が変わります

平成23年度税制改正により、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するための臨時的な財政措置として、次のとおり町県民税の均等割額が変更となります。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

期間 平成26年度から平成35年度までの10年間

税率
○改正前
町県税 3,000円
県民税 1,500円

○改正後
町県税 3,500円
県民税 2,000円
※県民税の均等割には「長野県森林づくり県民税」として500円が含まれています。

問い合わせ先

税務課住民税係
(内線42・43)

行政書士無料相談会

長野県行政書士会
では、相続手続き・遺言、各種契約書、権利義務関係などの日常生活に関する無料相談会を実施します。お気軽にお出掛け下さい。

日時 2月22日(土)
午後1時～4時
場所 佐久勤労者福祉センター
2階 第4会議室
相談内容
◇相続手続・遺言の手続き
◇各種契約書、権利義務関係の手続き
◇成年後見手続
◇その他日常生活における諸手続き

お問い合わせ先
長野県行政書士会
026(224)1300
(担当:田嶋)

相続登記に関する無料相談

長野県司法書士会では、2月を「相続登記はお済ですか月間」と定め、相続登記の必要性和早期励行を呼びかけるとともに、各司法書士事務所において、相続登記に関する無料相談を実施します。

日時 2月1日(土)～28日(金)
(土日祝日を除きます)
午前9時～午後4時
申し込み・問い合わせ先
各司法書士事務所
前に予約してお出かけください。各司法書士事務所は、
長野県司法書士会
026(222)7492
にお問い合わせください。

「木造住宅」

耐震診断の希望者を募集します

町では、近い将来発生が予測されている東海地震などの大規模な地震に備え、木造住宅の耐震診断の希望者を募集しています。

◆耐震診断の対象となる住宅
※次に掲げる項目全てを満たすもの
・昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した住宅

・一戸建て住宅(店舗などの共用住宅を含む)
・木造在来工法の住宅
◆診断料 無料
◆申込方法
建設課窓口へ申請書がありますので記入していただき提出してください。(申請書は町ホームページからも取得できます)

◆期限 3月28日(金)

問い合わせ先

建設課都市計画係
(内線39・75)



環境衛生情報



町民課環境衛生係 (32)3111 (内線47・74)

資源物の分別にご協力お願いします

資源回収や井戸沢処分場にお持ちいただいた資源物は、井戸沢処分場にて圧縮や梱包などの中間処理をして、資源物買い取り業者や容器包装リサイクル協会へ引き渡しています。平成24年度は資源物の売り払いにより、約790万円の収入がありました。

	総量	一世帯あたり
プラスチック製容器包装	134t	21kg
金属類	53t	8kg
アルミ缶・スチール缶	28t	4kg
古紙類	553t	86kg
ガラスビン	100t	16kg
ペットボトル	11t	2kg
古着・古布	48t	8kg



一方で廃棄物の処理にはそれ以上の多額の費用が掛かっています。具体的には、平成24年度に可燃ごみの焼却・最終処分に掛かった費用は年間約7千万円です。

可燃ごみとして捨ててしまいがちな、雑紙やプラスチック製容器包装を分別することで、廃棄物を資源物へ変えることができます。資源物の売り払いで得られた収入は、廃棄物の処理や町内の美化活動などの財源として活用されています。今後とも適正な分別にご協力をお願いします。



1 ストロー



誤 プラスチック製容器包装
正 可燃ごみ

プラスチックでできていますが、容器包装ではないため、可燃ごみになります。

2 食用油のガラスビン



誤 不燃ごみ
正 ガラスビン(資源物)

ふたを取り軽くすすいで水をきり、毎月最終日曜日の資源回収に出すか、井戸沢処分場に直接お持ち下さい。プラスチック製の外せないふたは、そのまま構いません。

問い合わせ先

町民課環境衛生係(内線47)

みんなで予防 インフルエンザ

今年もインフルエンザの流行の季節になりました。インフルエンザは短期間に感染が広がりやすいので、一人ひとりが「かからない」「うつさない」ようにしましょう。

インフルエンザの予防は

- 手洗い・うがいをしましょう。
- 外出先から帰宅した時や食事の前には必ず行いましょう。
- バランスの良い食事と休養を十分取りましょう。
- 体力・免疫力を高めることで、感染しにくくなります。
- 室内の乾燥に注意しましょう。
- インフルエンザにかかってしまったら
- マスクを着用して早めに医療機関を受診しましょう。

水分をしっかりと摂って、休養しましょう。自分の為にも人の為にも無理をせず、ゆっくり休んで早く治しましょう！

問い合わせ先

保健福祉課健康推進係

(32)2554